

陶 治 理 想 の 視 座

——その社会化か歴史化か——

森 田 康 之 助

—

人は誰しも幸福を希はないものはない。そこでこの、人間が幸せになる道、或ひは、幸せになるために守るべき道といふことが即ち、「神ながらの道」といふことにほかならない、とこのやうに神道の意義を説いたのが、千家尊宣大人の『神道出雲百話』である。わかりやすい説明ではあるが、しかば幸福とはいつたい何かとあらためてその内容を問ふときは、必ずしも問題は簡単ではない。富貴・権力・健康・学識・技能等を以て人はそれにあてるであらう。しかしながら富貴・権力等を有つてゐることだけで、人は本当と幸福であると云ひきれるであらうか。たとへば富貴・権力等の獲得にあたり、その手段、その動機等に議すべきものがあつたとするならば、その人は心の深層に於てはいつまでも、忸怩たるもの有るを免れないであらう。また無類の健康を誇つて、長寿を祝ふことができたにしても、たゞ生命を保つてゐるといふことだけでもつて、この人を幸福だとは誰しもが認めないに違ひない。即ち富貴・権力・健康・学識等の諸徳を保有してゐるだけでは、幸福にはなれないのである。時処位の要求する最も適切な時と場と於て、それらを上手に駆使して行くとき、それらの諸徳は生きてくるのであり、さうしたときに人は最もその生き

甲斐を見出すことができるのである。そして生き甲斐を見つけ出すことができた人を評して、吾人はその人を幸福な人とよぶことができるのである。これ即ち、吾人が処生の上に得た、体験的な智慧といふものである。

かうした智慧といふものを想定するときは、次にしかば、かうした智慧は学んだり教へたりすることができかどうか、といふ問題につきあたることとなる。かうした智慧はもともと体験的なものであるが故に、社会的意識乃至は思潮と遊離し孤立したものであつてはできない。個は相互に対立しつゝ、同時にまた互に融即した関係に於て在るのだと、といふことを思ふなれば、かうした智慧といふものはそらいふ意味に於ては、説明したり教へたりするとのできる知識として在るのではなく、生の活動を通しておのづと獲得されるものとして、在るのではあるまいか。

プラトンは「ペイドロス」の中で、われわれは眞の美といふものを過去の世界にて見てきたのであるが、この世に生まれてくるときそれを忘れてしまつた。そこでこの世に於ては何か美しいものを見出でたとき、それを契機として嘗て見た美を想起するのであると云つた。即ち知識は生まれながらにして有るのであるが、たゞ覆ひかくされてゐるのであつて、それを想ひ出すといふ形でその知識は回復するのである、といのやうに説明してゐる。右は西洋哲学史の講義で必ずしと云つてよい程、耳にする一節である。また「ラクレイトス」といへば、万物は流転するといふ箴言とともに、吾人は記憶してゐるギリシヤの哲学者であるが、この「ラクレイトスの言」にまた「知を愛し求める者は、実に多くのことを探究 historein しなければならぬ」といふのがある。この historein いふギリシヤ語は、英語の history や言葉の、語源をなす言葉だといふにせば、「史学概論」の冒頭に必ずや言及されるにあらず。この historein いふギリシヤ語は、辞書には to inquire into a thing, to learn by inquiry. (Greek-English Lexicon by Liddell and Scotts. 1972.) とありて、むとり歴史にかかるか、ものを探し、知らうとするわざをもたぬ努力を云ひあらはず言葉なのである。この言葉を語源とする history (歴史) といふものは従つて、実に多くのこと、あらゆるものを探究の努力を惜しまぬといふことになるであらう。知を愛し求め、処生上の智慧を身につけようとする者

はそこでもう知を愛し求め、歴史のなかに物事の真実をつきとめるべく、努力しなければならないのである。今こゝで問はうとしてゐるのは、人を本当に幸福にすることのできる智慧といふものは、習得することがはたして可能かどうか、といふことが当面の問題なのである。

ところでわが国の教育は昭和乙酉の大變以降は、「個人の尊嚴を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期すとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない」といふ麗句を前文とするところの、『教育基本法』に掲げることとなつてゐる。そして教育の目的はと云へば、同法第一条に、

教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつと

び、勤労と責任を重んじ、自主的の精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

と規定するのであるが、この規定は人間を横の繋りに於て、把握し理解しようとしてゐるのであって、縦の繋りといふことには関心すること稀薄である、と読みとることができる。

思ふに吾人が自己を形成するのは、一次的には親子・家族といふ血族の間がらに於てであるが、次いでは近隣界限、総じて社会に於てである。而してこの社会を規定するものは国家であり、国家とは畢竟するに吾人が精神の根柢である、共同意識の発現形態にほかならないのであるが、斯うした点についての理解が、『教育基本法』では棚上げされてゐるかと思はれる。

人は國家に於て人格の形成と陶冶がなされるのである。共同意識の所産たる国家はまた、その共同体を育て形成したところの歴史の所産にほかならない。国家はこの意味に於て統一した一つの人格であり、国家の有つ法律制度や社会的規範は、かくの如き共同意識の有つところの意志の発現であり、ヘーゲルの所謂客観的精神なのである。吾人が國家の維持発展の為に尽くすといふことは、血縁をその中に包みこむところの、国家社会に対する愛からであつて、この愛に徹するところ、こゝに人格はまた歩一步と完成に近づくのである。

ところで『教育基本法』は、教育の目的を、人間の社会化といふ上に求めるに急であり、社会化の基底たるべき歴史化といふことを、その思考から疎外せしめてゐる（今日の学校教育に於て、歴史が社会科といふ枠に収められてゐることも、このことと関係が深い）ところに、今日吾人が当面する幾多の問題の生起の因由がある、とこのやうに云へるのであるまいか。吾人が生活様式、法、道徳、社会組織等に象徴される精神は、本来伝達により拡まり伝へられるのであつて、またかうした伝達により相互の社会結合が強化するといふ関係にあること、こゝにあらためて言ふまでもないことである。斯うした客観的精神は表現として本質的に自己超越性を有ち、この表現を通して受容され、人々の意識と自覚のうちにそれぞれ認識され、理解し体得されるに至るのである。伝達としての客観的精神の内容をば、これを歴史的伝統とよび、この歴史的伝統としての精神内容が世代から世代へと伝はり行くことにより、歴史的伝統もまた自己展開し発展して行くのである。即ち一切の社会関係は、その社会関係の自己限定として、平面的な横の関係に於て在るといふにとゞまらず、時間的に縦の関係なる歴史的伝統との関連に於て把握され、理解されねばならぬのである。教育とはこの意味に於て、横に社会化するといふことに併せて、縦に歴史化するといふ契機を軽視することがあつてはならない。美しい理想を描いて見せてくれた『教育基本法』が、世に点睛を欠くといふ声があがつてゐる所以は、此処に在るのであらう。

伝統に於ては、現在を中心として、過去と未来とが同時に存在する、といふことの自覚と認識とを欠くときは、必然的に過去並に将来に対する軽視と無関心とを生みやすい。たまたま関心するとすれば、それに対する烈しいまでの呪詛や敵視であり、将来に対する展望とロマンとを有ち得ざるが故に、道理の感覚は麻痺して人倫をば破却し、上下こもごも利を征して、正氣は為に萎靡沈滯し、社会国家の活力は地に墜ちるのである。

蓋し思惟・想像・意志といふ吾人が意識活動の根柢には、吾人が環境としての客観的精神を知るところの、理論理性以前のある一つの直観的な力がいつも働いてゐるのである。この直観力は意識の内容を離れては在ることはできな

い。意識内容はこの力によつて成立する。この力、これは自然に成長し發展を見るところの、知情意の分別以前のものであつて、これを的確に言ひ表はすべき用語を、吾人は有ら合はせてはゐない。賓主未分の、自全独立、意識本来の状態とでも云つたらよいのであらうか。

そのむかしチベル河畔渺たる小都市ローマから起つて、やがて地中海を池とする大帝国を形成するに至つたローマの足跡を評論して、ランケは次のやうに云つた。

人々は屢々如何にしてローマがあんなに迅速に、そして完全に此等の国々を屈服させることができたのだらうかを不思議に思つたが、それはローマが、少くとも重大な敵を向ふに廻して戦つてゐた間は、驚嘆すべき威風さを以て、ローマ独自の原理を確保してゐたからである。（強國論）

国家にとり価値があるのは、領土の大きさや軍隊の力や富の数量等ではない、こゝにいふところの国家独自の原理を保有してゐるか否かといふことが、国家の興亡を左右する契機である、とこのやうにランケは云ふのである。しからばこの国家独自の原理とは、如何なるものであるのか。ランケはいふ、理論理性の要求を満たすやうな説明はできない、と。しかしながらと云つて、言葉を繼いで彼は、

これらものは定義したり、抽象的規定を与へたりすることは不可能であるとは云へ、私達はそれを直觀し知覚することが出来るのであり、それの存在を自ら生々と同感することが出来るのである。（同上）

このランケの云はんとする所のものは、吾人が先に賓主未分とか、知情意の分別以前の直觀とか云つたものと、通ひあふものがあるやうに思ふ。

ランケのいふ国家独自の原理、抽象的概念的に規定することは困難ではあるが、吾人が胸底に直觀し知覚することのできるもの、これヘーゲルの所謂客観的精神の根柢をなすところの、共同意識にほかならない。国家は統一した一つの人格であり、国家は犯すべからざる尊厳性を有つといふのも、かうした認識によるのである。しかしながら、国

家といふものがまた同時に必ずしも、人間の最終の目的ではないといふことも、吾人は歴史を通して知るところなのである。

人間の最終の目的は、普遍的一般者としての世界精神に在る。この世界精神こそ歴史を審判する最後の法廷である。そこでヘーゲルに倣つて吾人は、世界史は世界精神の自己展開と云ふことが出来るであらう。しかしながら真正の世界にあつては、この地球上に国家は悉くその姿を消すといふことではない。普遍的精神は個々の特殊的な国家や民族の精神を離れて、その外側に実在するものではない。国家や民族が自己本来の面目に徹し、その特殊性を發揮するところに、人類社会は豊かな穰りを享受することが出来るのである。民族精神は世界精神にも通ずるものを作り出るのである。わが国は世界にも例を見ない单一民族による国家を形成してゐる。換言すれば世界精神の達成の為には、最も恵まれた精神的状況にある、といふことを誇りとしたい。

而してかうした精神の自覚といふことは、精神が即目的に藏するものを対的に意識に載せ、対象の中に自己自身を直観するといふことにはかならない。自己の内面的本性を客体化し、この客体としての事実の中に、自己を見つめるといふのでなければならぬ。客体的な人倫組織としての法を以て、内面的な自由意志の客観的な自己限定とするところに、客観的精神の本義を認めようとしたのが、彼のヘーゲルの『法の哲学』であつた。かうした観点に立て、ヘーゲルがいふところの客観的な法が、主観的に云つて最も自由なる意志の形成したものとして、吾人は、皇位継承のしるしたる三種ノ神器が、わが国史展開の上有てる象徴的な精神について攷へるところから、標題に掲げた問題をつきつめて見たいと思ふのである。

一

延元元年の五月二十五日は湊川の戦の日である。一たびは都を蹴おとされた足利尊氏が西国の兵を率ゐて再挙し、

再び入洛をめざす。これを兵庫に禦いた新田義貞は敗れて退いたが、「京ヲ出シヨリ世ノ中ノ事、今ハ是迄ト思フ所存」の楠公正成は、こゝを一步も退くことなく、三時が間に十六度迄鬪ひ、一族十三人、手の者六十余人が、所在の家に走り入り、念佛十返ばかり同音に唱へて一度に腹を切つて果てたといふ。正成兄弟のこのときの誓ひが「七生マデ只同ジ人間ニ生レテ、朝敵ヲ滅サバヤ」であつたといふことは『太平記』の記載するところ、『太平記』の筆者はこの正成の討死を評して、

抑々元弘以来、忝モ此(後醍醐天皇)君ニ憑レ進セテ、忠ヲ致シ功ニホコル者幾千万ゾヤ、然共此乱又出来テ後、仁ヲ知ラヌ者ハ朝恩ヲ捨テ敵ニ属シ、勇ナキ者ハ苟モ死ヲ免レントテ刑戮ニアヒ、智ナキ者ハ時ノ変ヲ弁ゼズシテ道ニ違

フ事ノミ有シニ、智仁勇ノ三徳ヲ兼テ、死ヲ善道ニ守ルハ、古ヨリ今ニ至ル迄、正成程ノ者ハ未無リツルニ、
（『太平記』卷十六
正成兄弟討死ノ事）

云々といつてゐる。

この正成の人となりに深く感動したのが水戸義公光圀であり、湊川の楠公墓冢を顕彰して元禄五年、この地に「嗚呼忠臣楠子之墓」を建てたことは人のよく知るところ、それ迄は軍法の名人と讃へられ、楠木流兵学の祖と仰がれることとまつてゐた楠公が、こゝに至り精忠の人としての動くなき評価が、定まることとなつたのである。

義公といへば『大日本史』、この『大日本史』の楠公正成伝の執筆にあつたは三宅觀瀾である。觀瀾は元禄九年の秋、播州に旅して道を兵庫にとり、舟を岸に繋ぎ、義公建つるところの楠子の墓を訪うて元弘・建武の往古を偲び、徊徨して去る能はず、「謁楠公正成碑」と題する詩が、こゝに詠まれたのであるが、觀瀾はこれに長文の序を附した。云々、人に禍福吉凶あるは、すべて己れにとりまさに然あるべき義に因らざるはない。人たるものさればその為すべきに避けず怨みず、まさにその全力を挙げて心魂を碎き、これが照見究尽に努むべきであり、その成果についてはこれを問ふを要するなく、禍福に超然たるところに天は必ずや報ゆる有るべきを思ふべし、と云ふのである。かう

した觀瀾の人生觀をまづは掲げて、以て楠公欽慕の前提となし、元弘のむかし、孤城に翻した義旗はよく天下に響ふべきところを示し、獻策容れられずして湊川に赴くべきを申し渡されたときの楠公が遺言は、ひとりたゞ討賊復仇の義のみを言挙げし、一語だに私に及ぶなきを感嘆するのである。そして遂にその軀を以て主に獻じて後やむ。こゝに正に「則ち人の義畢りぬ」と觀瀾は把握するのである。人の命の尽くるあるは固よりのこと、しかし乍ら、人の心といふものは、尽くるあるを知らないのである。楠公のこの心事、楠公の上に見る人の義は四海の内千載の下、およそ知る有る以上のものには、死を輕んじて義の一條徹に純一に生きたものとして、楠公の名は深く胸奥に刻みこまれ、およそ楠公の名を聞いてその風を慕はざるものは無い。その身に蒙れる禍はよし惨烈無慚を極めるものが有つたればとて、名は以て不朽に生き古今に徹し、吉福はこゝにいよいよ穰かにして、且つは大なるものがあると云はねばならぬ、とこのやうに觀瀾は論じたのである。

この楠公に題する觀瀾の文、その文が帶びる格調の高さにうたれ、感動を禁じ得なかつたのものに室鳩巣がある。

僕前年賀(加賀)に在りし時、或人、兄の楠正成の碑に題するの文を以て僕に与ふ。僕竦然として容を改めて謂つて曰く、三宅君は何人ぞ。此れ世俗の文に非ざるなり。其の人僕の為に言ふ、君少くして京に学び山崎氏の徒と遊ぶ。其の同学中に在りて最も魁然として傑出する者なりと。僕此に於て兄の学淵源する有り、其の文辭に見る者

偶然ならざるを知るなり。(原漢文集)『鳩』

と。觀瀾の学、このやうにして義理に一貫して思操また高邁、世俗の文にあらざる所以のものは即ち、垂加翁山崎闇齋の門に出づるが為なりと知つて、始めて納得するところがあつたといふのである。而して楠公湊川での自裁、これを以て「則ち人の義畢りぬ」と捉むところに、觀瀾のよく觀瀾たる所以があるのであり、およそ不世出の人にはあらずんば、また不世出の人の志操はこれを理解し把握することはできないのである。

この觀瀾の名をして史学史上不朽ならしめたのは、その『中興鑑言』の著述を以てである。『中興鑑言』はその名

の示すが如く、後醍醐天皇の建武中興を賛頌してその終を克くせざるを傷み、その基く所以のものを放へて将来の鑑識に備へんとしたもの、換言すれば中興政治の得失論であつて、全篇を分つて三篇とする。曰く時勢、曰く論議、曰く論徳。うち觀瀾の最も力を致せるは論議篇であり、興復・両統・正統の三章を以て構成する。後鳥羽院の皇權恢復運動の挫折から筆を起して、持明院統・大覚寺統の迭立の経緯を叙し、後醍醐天皇の中興は不幸にも足利尊氏の叛に蹉跌したのち、南風競はざるの史実に、胸を痛ましめると同時に、吉野の宮方の遠裔遺孽の志を憐むのである。而して觀瀾は云ふ、「統の帰すると帰せざるとは、朝廷の名分にしてすでに定まり、もとより臣子の敢て言ふ可き所に非ず」こゝに鑑みこゝに照らして、彼の北畠親房公は「王道衰極し、民の將にその仰嚮する所に迷はんとするを懼れ、乃ち神皇正統記を著はし」たのである、と。

しかば『神皇正統記』撰述の趣旨とするところは何か。「肇國に本づき時王に至るまで、以て神器の帰する有るを推して、皇緒のまさに絶えんとするを掲ぐる」に在るのであり、その微を顯はし正を扶くるは即ち孔子の『春秋』の意を得たるものである、と觀瀾は思ふのである。而してわが国史の跡を回顧するに、百王の伝、嫡々相承して或は子を以て孫に授け、兄は弟に及ぼし、或は神功皇后の権勢を以てするも、正儲は応神天皇に伝へられ、武烈天皇のとき不幸にも嗣の絶えたる見るも、繼体天皇越前より迎へられるといふ次第、未だ嘗て余閨纂偽その次を紊し、その暦を曠しうするといふ事実が無かつたといふのは、前王の威徳もさることながら、つねにわが邦、人心の在るところ正しく、且つは潜運默移のうちにあつて、義と理とをよく弁へ、踏み違へるところが無かつたからでなければならぬ、とこのやうに觀瀾は理解するのであつた。

ところでこゝに人ありて云ふ、正統の弁は多きを言ふを俟たぬ、神器の帰するところ常にこれ正統なり、と。觀瀾はこの言に服することができない。神器の所在をのみ採りあげて皇統の正閨を決せんとするか、不測の弊禍の生ずる懼必ずしも無しとはしないではないか。「正統は義に在りて器にあらず」。これ『中興鑑言』で觀瀾の最も云はんとし

たところであつた。智能く謀り、力能く戦ひ、信能く守り、誠惻奮慨して能く艱難にあたり、死して厭はざるの士、
鎌鍔に散華して溝壑を墳む、楠公またその一人であつた。觀瀾はこれを評して「則ち人の義こゝに畢りぬ」といふ。
人の義の究尽はこゝに極まるといふこの一句に、觀瀾の思考のすべては結晶して剩すところがない、と云つてよいの
である。

三

正統は義に在りて器に在るに非ずと唱へる觀瀾、これに対し、神器の在るところ常にこれ正統たらざるべからざる
を説いて、譲るところの無かつたのは、觀瀾と同じ水戸の史臣栗山潛鋒であつた。潛鋒の水戸に仕へたのは廿二歳、
不幸、卅六歳を以て歿したこの人をして、史学史上不朽ならしめたのは、その撰るところの『保建大記』である。題
するところ、保元より建久に至る三十八年間の大事を録し、これに嚴正なる批判を加へんとしたのである。

保元の乱に王政衰微し、天下悖乱の発端を見、建久三年源ノ賴朝開府に至り、わが国歴史の歩みは前代とは全く異
る軌跡を見せるに至つたのである。潜鋒はこの三十八年の歩みをば、たゞ事実として正確に辿らうとするのではなく
て、事実の背後に匿れ、事実の根源にひそむ思想の流れを追ひ、精神の頽落を剔抉しようとするのである。

惟ふにこれ、保元の乱の不幸なる因由は、崇徳上皇の御憤懣より發した。上皇の憤懣は御父君にあたる鳥羽法皇が
その寵する美福門院所生の近衛天皇を立てんとして、崇徳天皇に譲位を敢て強要したところより發り、近衛天皇崩御
の後は上皇に重祚の希望あるを無視し、その皇子たる重仁親王を顧ることなく、後白河天皇を立てられたところに、
禍因は根ざすこととなつたのである。このときにあたり補佐の重臣はと云へば、関白藤原ノ忠通と左大臣藤原ノ頼長
といふ同胞連枝の両名、しかるにこの両名互に対立して不和、相克を極めてゐたといふことは、朝家のためにまことに
不幸であつたと云はねばならぬ。事は雲上の憤懣に發し、しかもこの間進んで周旋にあたるべき重臣といへば、邦家

の休戚をいたづらに腕を拱いて坐視するのみ、坐視するだけならばまだよい、互に誹謗して羽翼をひろげ、党派を形成して陷阱排擠に手段を選ばぬといふのであるが故に、世は紊れざらんとしても紊れざるを得ない。このことは遠き保元の昔語りではない。洋の東西を問はず、古今にわたりて然らざるはないのである。当時の時勢、このことを吾人は如何見たらよろしいのであるか。

保元の乱の因るところ、主上と上皇との仲違ひからの激発である。非常のことである。非常の変なるが故に、これに処するに当つては、人は細心に事の因縁起生を判断し、その評価批判にはひたすら過誤なきを期する、といふのではなければならぬ。而してこゝにかうした過誤なきを期せんには、先人苦惱の跡をまづは至心に尋ね、道義に対する鋭き批判力を涵ひ、不易渝るなき道を以てわが道とし、千万人と雖もなほ行かんとする氣概を措いては、他には方途はない。されば潜鋒はこゝに至り、次のやうに論断するのである。

院は兄と雖も位を去ること久し。帝は弟と雖も当今の天子なり。馭寓年を踰えて未だ失徳あらず。院の兵を構ふ、それ何の名ぞや。是の時に当りては、宜しく躬に三器を擁するを以て正とすべし。（原漢文）

この場合、それまでに人は院といかに深い関係を有ぢ、断ちがたき結びつきが有らうとも、神器を擁せられる主上に對し奉り、まづは何としてもつき従はねばならないのである。院から懇遇を賜はる者にして、院から招かれたにしても、この際、その本意にあらずといへども、院からまづ去らなければならないのである。神器の在るところ、常に義であり正統であると、潜鋒が論ずる所以はこゝに存する。このときの関係者にして、この理の承当を謬つたときに、保元の乱は生起を見たのであると潜鋒は云ふ。正統は義に在りて器に在るに非ずといふ觀瀾の見解とは、大きく違ふところである。

およそみづからを侮り、みづからを毀つた家はまた、人かならずこれを侮り、これを毀つのである。みづからを伐つた邦はまた、人のこれを伐つを禁ずることができない。保元の乱以降、世は武家の支配する所となつたのは、まさ

にこの箴言のいふが通りであつた。それ國にして素れ、まさに廢せんとするや、必ずや正氣は萎靡し沈滯し、道義を無視し破却して恥づることをも知らず、道理の感覺は麻痺し、上下交々利に奔り、利を求めて、顧るを知らざるに至るのであり、國の興らんとするや、一國は一人を以て興り、一家仁なれば一国また仁に帰せざるはない。しかるに不幸にして朝廷は保元の乱の処理を謬まつた。命じて朝廷は源ノ義朝をして、上皇方に参じたその父為義を斬らしめ、平ノ清盛をしてはその叔父忠正を戮せしめたのである。世にその子凶悖なれば父のこれを殺害するは有つても、父無道なればとてその子が父を殺すといふこと、これまこと乱倫悖徳、不祥の事として人々は眉をひそめざるを得ない。しかるにかうした人倫を無視する没義道を強要したのが、ほかならぬ朝議であつた。かくてはいかんぞ世の秩序を維持し、人倫を正しくすることができるであらう。

父を殺した源ノ義朝は、これから僅か三年の後なる平治の乱に敗れ、尾張に遁れて内海の莊司平忠致に頼り、却つてこの忠致のために討たれたのであつた。ところで世は昔も今も、清盛の専恣を惡むのあまりに、このときの義朝に對し、とかく同情的である。潜鋒はこれを重大なる誤りだといふ。さきには実の父を殺し、今はまた時の帝に對して叛逆を図つた義朝である。されば忠致たゞとも、天下はこの義朝を誅して然るべきなのである。しかるをいたづらに義朝に対し同情を寄するが如きは、道義の昏迷また甚だしそと云はねばならぬ。これ潜鋒が見解なのである。批判こゝに至りました明快と云はねばならぬ。

潜鋒が『保建大記』で明かにせんとしたのは、道義の頽廃は國家社会の乱離を招く、最大の因にほかならぬと云ふことであつた。しからばその道義の基づくところ、道義の根基とは何であるか。これを尋ね、これを求めて潜鋒は三種の神器の問題に到達したのである。換言すれば皇位に對する景仰であり、恋闊の誠である。恋闊の心である。わが國の道義実践のすべてはこの心に基づき、わが道義はこゝに発するとするのである。神器の在るところ正統なりとする潜鋒の考へ方は、かゝる観念、かうした認識に由來する。わが国びとの道義についての認得に、万一に翳のさすと

ころあり、これが把持を認るときは、好むと好まざるとにかゝはらず、必ずや離乱悖逆背倫の世を迎へないときはないといふ嚴たる事実、これわが二千年の国史の足跡に徴して、炳として明かなものがある、と云ふことができる。

潜鋒のこの史眼、この論旨を直截に精叙するは寿永二年七月、木曾義仲のために都を逐はれた平ノ宗盛が、安徳天皇を奉じて西海にうかび、都では後鳥羽天皇、神器無くして皇位に嗣かれたときの評論である。九条兼実はこのとき「劍璽を帶びずして即位の例出来るは、後代亂逆の基、只此の事に在るべし」（玉葉・寿永三）と禍根を将来にのこすべきを懼れたのであつた。このときの後白河法皇の措置はこれ神器を無視するもの、邦典のもとづく所、祖訓の由る所を思はざるの失徳であり、王室の衰微、天下乱逆の発端はまさにこゝに求められるとして、潜鋒は歎くのである。

以上、保元より建久に至る三十八年の歩みは、君臣上下を通じて見る人倫道義の破却であり、蔑視であり、蹂躪であり、畢竟するに祖訓邦典のもとづく所以のものについての蒙昧無知、といふことにほかならない。

この潜鋒に対する最も手強き論敵は、先に述べたやうに「正統は義に在りて器に在るにあらず」といふ主張を固く執り、譲るところのなかつたところの、水戸藩の史臣にして同僚たる三宅觀瀾である。しかしながらこの觀瀾は潜鋒の史論には深く敬意を表し、『保建大記』に序して「余は子と同邦共官にして、学もほど趣を均しくするを以て平素歎甚だしく、その所論を承る毎に意に相投す」といつて、互に切磋攷究につとめてゐた往時をなつかしみ、回顧するのであつた。

正統は神器に在りとすべきか、はたまた義に在りとすべきなのか、觀瀾・潜鋒といふ、時代を同じくして輩出した二大史家の論争の、是非得失については、吾人は慎重にこれを思ひ明かにこれを弁じ、觀瀾といひ潜鋒といひ巨匠の立論の根基に立ち還つて、深思省察を加へねばならぬ。しかば何を以てかその根基とする。つまり二千年の歴史を貫ける吾人が父祖の足跡であり、行履がこれである。古人これを称して彰往而察來といふ。

四

觀瀾と潛鋒との論、いづれも真摯にして切実、求道究尽、言詮を絶するものがあり、書籍の知見多きを徒に誇らんとする学匠の上はさて措き、志を立てゝ日用実踐の氣概を先賢の苦惱求道の跡に辿り、人として真摯に生きることを念とする者にあつては、思慮を深め思考を綿密にせねばならぬ課題をば、投げかけてきてゐるのである。仮りに人として、その理性を満足せしめることを以て、最上の善であるとするならば、その最上の善は觀瀾に在りとすべきか、はたまた潛鋒の上に求められねばならぬとするか。人の義はまさにその把持認得のしかた如何にかゝつてゐる、と云はねばならぬ。人在つて把持認得があるのでなくして、把持認得あつて始めて人在り、と云ふことができるのである。この人生上の一大事の問題をとりあげて、真摯に思考を究尽させた先学として、吾人は吉田松陰を擧げることができ。松陰は孟子滕文公上の「天之生『物也』、使『之』一本、而夷子二『本故也』」の条を説いて次のやうにいふ。

一本と二本と云こと、誠に切要の事なり。一本は天地の常理 皇國の大法にして、漢土聖人の至教なり。事々物々に就て熟考すべし。今条目を左に列す。

とこのやうに云つて、松陰の列举するところの条目は、次の通りである。

一には神器と正統と。善く見ざれば二本になるなり。此事先輩栗山潛鋒、三宅觀瀾の論あり。余亦一説あり。別に著す。二には父子と君臣と。善く見ざれば二本になるなり。三には養父と実父と（分注略）、善く見ざれば二本になるなり。四には君恩と教道と。善く見ざれば二本になる也。迂儒漢士に負贋し、奸僧の积迦に荷担する、皆是なり。（『講孟余話』）

かうした事例に処するにあたり、人がその判断に迷惑し、entweder-eoderを苦慮するのは、未だ道に徹在するに至つてゐない、といふことを端的に露呈するもの、道は固よりどいまでも一条徹だといふのである。

父子君臣と並び立つときは、大抵君臣の方を重とす。事急勢迫り忠孝両全し難きに臨み、誤ることなけれ。……
義朝保元の乱に父為義と戰ふ。是王事なり此時君重し、父を顧ることを得ず。後遂に父を誅するに至ては惡逆更に論ずるを待たず
此時は父と死。北条氏直の臣松田英春と云者あり。其父憲秀敵方へ内通す。英春号泣して固く諫む。憲秀聽かず。
英春弱かに氏直に見へ、父の死を宥めんことを誓て後是を告ぐ。氏直誓に負き、憲秀の死を宥さず。是英春も亦
善く處すと云へし重し。而して英春其父に従て死せず、又北条氏の為にも死せず、剩へ後來前田氏に事ふ。此
大罪宥すべからず。此類甚だ多し。熟考すべし。養父実父並び立つ時は、又養父を重しとす。雖然、君父と云ひ
養父父母と云ふ、輕重ありと云ども些の間てのみ。要之、皆其為に吾死を致すべき所なれば、一旦は重き方の為
に、軽き方を棄て顧みざることもあれども、其事終る時は、又前の罪過を償ふべきこと固なり。義朝・英春の如
く、父を死せしめて子独り生て居ること、實に天地を容れざるの大罪と云べし。是皆事急勢迫りたる時の事な
り。宜しく平日に講論して、時に臨て誤ることなけれ。

事急にして勢また窮迫するといふ一大事に際会して、右せんか左せんか、その選択をせまられるといふときは、即ち
これ人の義をして、こゝに畢らしめることができるか否かの正念場であつて、生涯のうち幾たびも生起することでは
ない。そして實にこのときほどまた、人の真體を問はれるといふことはないのである。かゝる非常のとき、非常の場
に要求されるところの人たるの義をば、よく踐み謬ることのなきか否かに懸つて、人の人たるの意義は求められるの
であつて、かゝるが故に平日の講論討究、切磋の、些もなほざりにすべからざる所以があるのである。

そこで松陰は考へるのである。天の物を生ずるや、これをして本を一にせしむ。しかるに夷子は本を二にするので
あり、また本を一にするが故に、その人は夷子と嗤はれるのである、と。かうした觀点に立つて、松陰は神器と正統
と、即ち潛鋒と觀瀾と、その所説かくも背反し矛盾するといふ、切実にして困難な問題に直面し、いかにその叢莽を
打通啓開し、活路を見出でんとするか。

松陰はかつて『読史余論』を読んだことがある。そこでその引用する『保元物語』の、義朝に父為義を斬らせた一
条に至り、「前代未聞の義也、且は朝家の御誤、且は其身の不覚也」（『講孟余話』）といつて、信西入道通憲に代表され
るこのときの朝廷の、措置の悞りを惜しむのである。そして『読史余論』が、

孟子に、舜天子たり、瞽瞍人を殺すことあらんを、皇陶執へたらば、舜は如何し玉ふべきと云に、位を棄て父を
負て去るべしとありき。義朝實に助んと思はんに、などか其道なかるべき。恩賞を給ふに申かふるとも、假ひ我
身を棄るとも、いかでは是を救ざらん。

と云ふ条に至り、「此説先づ吾意を得たり、角の如くにして救ひ得ずんば、父と命を俱にして死する共、何の憾があ
らん。舜と云ども亦然り。人を殺すの罪人を繩に負て逃るゝ共、天下の威勢にて是を追捕せば、不日にして露顕する
も料るべからず。終身訴然たることは覚束なし。然ども立所に父子命を俱にして死する共、亦終身訴然たるに害なし
とす」と評論を下すのであつた。窮迫斯くの如きの場合に直面して、父を救解し得ずば、父と共に死すといふ覚悟に
透徹するころに、子として人の義は畢へることができる、といふのである。

人唯一誠あり、以て父に事れば孝、君に事れば忠、友に交れば信、此類千百、名を異にすればども畢竟一誠なり。
この一誠の承当を謬つたところに、保元の乱は萌し、朝政の綱維、世の信頼を喪ひ、世は乱れざらんと欲してしかも
乱れざるを得ず、世は挙げて武者の世となつて、新しき秩序の形成を迎へることとなつたのである。「保元平治より
此方天下乱れて、武臣盛りに王位軽くなりぬ。未だ泰平の世に帰らざるは、名行の破れぞかし」は、『讀史余論』の
所説、『神皇正統記』に於ける批判と揆を一にする。

松陰は以上の道理の認得に立つて、觀瀾・潛鋒の提起にかかる切実な問題の解決を志向する。『讀保健大記一条』
がそれであり、前記『講孟余話』卷之一にいへる「余亦一説あり、別に著す」といへるが即ちこれである。松陰はい
ふ、『保健大記』に「院、兄と雖も位を去るや久し。帝は弟と雖も当今の天子、寓を馴めらるゝ年を踰え、未だ失徳

あらず。院の兵を構ふる、それ何を名とするや。この時に当り、宜しく躬に三器を擁するを以て正となすべし」といふ。これまこと正論明快である。しかるに觀瀾が序に、潜鋒の意見は神器の在否を以て人臣の向背をトするもの、贊成することができないといふについては、松陰は左袒するを拒むのである。何を以てであるか。崇徳上皇と後白河天皇と、そのどちらが正、どちらが偽かといふところに、その視座が据えられてゐるからなのである。この一点に視座を据ゑんか、觀瀾とても上皇にこそ從ふべきである、とは云ふことができないのは、既に明かである。松陰はそこで次のやうに云ふのである。

上皇の御憤は已むことなきにはあれど、畢竟私心也。故に天皇上皇の正偽は、神器の有無を待たずして明かなることなり。

と。かくて潜鋒、觀瀾対峙して互に譲らざるの論、こゝにその葛藤は、明快なる截断を得たわけなのである。松陰は右の所論につき筆を惜しむなく、次のやうな敷衍があつて、吾人が理解を易からしめてゐる。

上皇の為めに是を云ふに、若し位を眷恋するの念已むなくんば、永治伝璽の時に方て、今少し熟議あるべきことなり。議遂に諸はずんば、屣を脱する如くこそあるべし。若斯の如きこと能はずんば、死を以て神器を守り給はゞ、天下誰か敢て是を奪んや。果して然らば鳥羽上皇ありと雖ども、其正固より崇徳にあるなり。崇徳已に是を行ふこと能はず、一旦位を去り璽を伝へ、尚眷恋の念あるは、勿体なき御了簡違と云べし。

このときの崇徳上皇は私に執するもの、と云はねばならぬとこのやうに考へてくるときは、寿永二年七月、安徳天皇西海に浮かび給ひ、八月二十日後白河法皇の詔により、都にては後鳥羽天皇の即位を見るといふ變則の事態を迎へては、いかゞこれを考ふべきであるか。このときは安徳天皇正統たれば、いづくんぞ神器なきの天皇に事ふべきやである。そこで治承四年の二月、僅か二歳の安徳天皇が、平氏に擁立せられるといふときには、志あるもの切諫極論し、これに繼ぐに死を以てするといふのが朝臣の道であり、義であった。しかるに登祚の後にこれを正さんとして遙

かに隔絶する西陲と都と、一天の下両天子坐すといふ形を敢てとらしめるといふこと、これ重大なる過誤といはねばならぬ。かゝる不祥の事例は不祥の事実をよび、降つては隱岐なる後醍醐天皇に対し、光嚴帝を北条氏が擁立するといふことにもなつたのである。かくて松陰は結論する。

神器の在る所は必ず正統にして、正統の在る所は必ず神器あるなり。神器と正統と、別に見るべからず。三宅は恐くは神器と正統とを別に見たるなるべし。（中略）嗚呼、神器は正統の天子の禅受する所なれば、君臣上下死を以て固守すべきこと、其義昭々なり。善く此義を明にして後、神器正統一致なること益々昭々なり。

以上、松陰が確認見真したところは溯つてまた、山崎垂加翁の夙くも体認するところでもあつた。跡部良賢撰（題）の『三種神器極秘伝』にいふ、

三種をそなへて置きたまふは、天子の御徳なれば、此三種の神徳にて天下を治め玉ふ。御徳あれば、共に合て治め玉ふこと也。これ秘伝至極也。

この『極秘伝』はその奥書に、

右之秘訣は垂加翁より正親町公通公、出雲路信直丈に伝授し、玉木正英これを伝授し予に伝ふ。故に予これを考へ、詳かに之を書するものなり。

享保内申仲秋の日

跡部光海翁

とあるに徵して、これ即ち垂加翁より伝授するところの信条であつたことを知る。而してこの信条は右『極秘伝』に附された良頭の『三種神器秘伝』にいふところの、

上に道あれば則ち三種の靈徳玉体に在り、上に道なれば則ち三種の靈徳神器に在り。

或はまた、

無道の君たりと雖も、神器を伝へ賜へば則ち是れ有徳の君なり。此の神器は玉体と合一し、分別無きの故なり。

といへるのと、互に相照應する関係にあることを知る。神器ならびに聖位についての絶対觀、こゝに至り極まるといふべきであらう。

而してかうした思考、かうした觀念は、玉木正英と親父のあつた若林強齋の上に投ぜられ、

不徳ノ君ト云ヘドモ、三種ヲ授リ玉ヘバ有徳ノ君トアオグゾ、コレ橘家ノ伝ゾ、ドコマデモ君ヲ天日ト仰グコト
知ルベシ。(若林強齋、『雜説鶴記』)

がある所以であり、正英の講筵に侍した松岡雄淵には、その講義の息吹を濱地に伝へるものとして、その著『神学大意』がある。

トカク日本ニ生レタカラハ、善惡ノ別ナシニ朝家ヲ守護シ、ヲホヒ守ルト云コトヲ立カビヤリ、以テ朝家ノ埋草トモナリ、神ニナリタラバ、内侍所ノ石ノ苔ニナリトモナリテ、守護ノ神ノ末座ニ加ハルヤウニト云コトガ、コノ伝ノ至極也。

その思考、その志操の精髓は、こゝに至り極まる、と云ふことができるであらう。

五

古代ギリシャ、ボイオティアの寒村の農民として真摯に生きたヘシオドスに『労働と日々』がある。人間が金・銀・銅・英雄の時代を経て、現在は最も価値の低い鉄の時代に在るとして、私欲に奔る現実の貴族支配の不正を憤るヘシオドスの眼には、人の世とはつまりこのやうに、時を逐つて下降退化の一途を辿るものと映つてゐたのであつた。彼の眼からすれば、人々が勤労にいそしむことこそ、さくなくなりに頽落するこの世をば、もて起す契機となることであり、怠惰こそ最も恥づべきことゝ映つてゐたのであつた。往古をよしとするその心意は、現在現実の世を以てよしとする心に發する、おのづからの批判であつて、我にあつてかうした時勢の下降をば、疑ふべからざる現実として把

握したものとして、先に慈円の『愚管抄』があり、近くは熊沢伯継がある。慈円は壇ノ浦に、平氏と共に海没した神劍、こゝに世の乱離末世の現実を、眼のあたりの体験とするのであつて、「今ハ武士大將軍世ヲヒント取テ、國主武士大將軍カ心ヲタガヘテハ、エヲハシマスマジキ時運ノ、色ニアラハレテ出キヌル世ゾト、大神宮八幡大菩薩モユルサレスレハ、今ハ宝劍モムヤクニナリヌル也」と省察を加へ、攝錄將軍の出現といふ現実の事態に、降れる世をばもて興すべききづかけを、捉まうとしたのであつた。

伯継の下降史觀はその『集議外書』に直截にこれを見る事ができる。伯継の眼には、往古を想ひ当今を勘へるとき、歴史の展開はひたすらに下降の歩みをつゞけるもの、と映つたのであつて、過去の歴史時代をば天地を師とする時代、象を師とする時代、書を師とする時代との三つの区分に於て、これを思はざるを得なかつたところは、ヘシオドスに似たものを有つ。

即ちもと天地は書であり、万物は文字にほかならぬ。春夏秋冬行はれ日月替るかはる明かにして、上世は至徳至治の世、元徳感通して木氣事を用ゐ、霞立ち梅咲き鶯は啼き、万物生々して天氣溫和なるは慈愛を教ふる所以、かくて父母は子を慈愛養育し、君たる人慈愛の徳有りて天下は平かに、夫婦兄弟朋友みな慈愛の情によつて、相睦び親しむのであるから、この時、何の要ありてか書を用ゐ、言を用ゐん。まさに名なくて徳のひとり行はれる時代、と云ふことができるであらう。

しかるに世降り人愚にして天地を師とする能はず、こゝに至りてか象の出現を見ざるを得ぬこととなるのである。伯継はこの象、我に在つては即ち三種の神器、唐土にては八卦これなりとする。わけて三種の神器は即ち神代の經典、智仁勇の三達徳を象徴する聖器にほかならぬ。神代の文字言語絶えて今日に伝はらず、ひとり三種の象の存するのみ、至易至簡、道徳學術の淵源悉くここにこれを見、心法政教敢て他に求むるを要しなかつたとする。而して世愈々下つては象の意義やうやくこれを解し得ざるに至り、書籍が世に出ることとなるのである。唐土よりの儒仏の書の

渡來これであり、神道者に人なく、神書の理よくこれを説き得ず、為にいたづらに儒仏書を借りることによつて明らかめんとするのが当今だといふ。されば「たゞかす事不能、かる事不能ものあり、日本の水土によるの神道は、もろこし戎国へもかす事あたはず、かる事不能」といふ確たる認識にまづは生きねばならぬ、と伯繼は云ふのである。神器の象たる、高明・広大・深遠・神妙・幽玄・悠久、悉くこれに備はるが故に、心法政教は他に求め、他を借りるに及ばずして十分なのであり、神道伝授の心法、天下国家政道の教を弘めるのであれば、百千万巻の書と雖も成るを見るに至ると、このやうに伯繼は論ずるのであつた。されば降れる世を直視するにつけ、三種の神器の意義は愈々重且つ大、神器の象徴的意義的的確なる把持認得こそ、現下要請される最大のものでなければならないといふのである。

出雲国造家に人となり、出雲大社教学の基礎を築いたのは梅の舎千家俊信である。彼の通称は清主、号は葵齋。この葵齋を称する所以は即ち、玉木正英の『玉籣集』卷六に見る「大星之伝」、並に「葵桂之伝」に見るところの、日神の威を負ふといふ「負日」に発し、音の通ふところの「葵」をとつてその雅号としたのである。この「大星之伝」にあつては、正英は次のやうに云ふ。即ち神武天皇の東征にあたり、孔舎衛坂より方向を転じて、熊野に向つたといふことは、

天日ト天照大神トハ一体分身ニテ、代々ノ皇孫ハ日嗣ノ君ニテ在坐也。然ル故、天日ハ則天子ノ御大祖ナレバ、日ニ向ヒ矛先ヲ向ケ、弓ヲ彎矢ヲ放チ給フハ、天道ニ逆ヒ給フ也。依テ御背ニ日神之御威ヲ負ヒ玉ヒ、日神ノ冥助加護ヲ蒙リ給ヒ、敵ノ面ニ向ヒ日ノ方ヘ矛先ヲ向ケ、矢ヲ放ツ様ニ備ヲ立カヘ給ヘル也。

といふ古伝承の反省と、省察による自覚に發するのであつて、

扱、臣下ノ大星ハ天皇ヲ以テ大星トス。天子ハ日嗣ノ天君ニシテ、今日ノ天照大神ニテ在坐也。臣下万民ノ目当大星トスル所ハ天皇也。天君ニ向ヒ矛先ヲ向ケ弓ヲ引、矢ヲ放チテハ、天ノ道逆フ故負ルコト必然也。勅命ヲ蒙リ勅命ノマニマニ敵ヲ討事、此則隨影圧躡ノ道理也。天照大神ト天皇ト御同殿御同牀ニ在坐シテ、神皇御一体ナ

レハ、仮令天日ヲ背ニ負トイヘトモ、天皇ニ叛キ奉リテハ急ニ天罰ヲ蒙ルコト炳然タリ。太陽天日ノ御人体ニ生
レ出サセ給ヘルハ、天子也。此伝ヲ天日ノ伝ト不言シテ、太星ノ伝ト云事有口伝。楠正成ノ詞ニ、何トナク君ヲ
ウラミ奉ル心出キタラバ、天照大神ノ御名ヲ唱ヘ奉ルベシト示セルモ、此伝ヲ伝ヘン故也。

俊信はその若き修学の時代に、この「大星之伝」を承けてゐたのである。垂加の学の門から出て後に、鈴の屋の翁の薰陶をうけるやうになつたのも、終始この「葵斎」といふ号を愛し、これを廢するといふことがなかつた。弘化四年の五月七日は俊信の十七回忌、この日の靈前の獻詠は收められて『梅の下かけ』と題し、出雲国造家に伝へてゐる。こゝに俊信に親しく教をうけた国造千家尊孫は、

手向にとをれるあふひの 華の貌 それも涙の 雨にぬれつゝ

と、葵を詠みこんでゐるところからも、この「葵斎」は、晩年に至るまで愛用するところであつた、といふことを知るのである。かうして葵斎を称する俊信の脳裏から、瞬時も離れることのなかつたのは、前記「大星之伝」の詞章であり、その精神とするところであつたに違ひない。そしてこのことは俊信が、神代以来の大社祠職として、祭神の奉祀にあたつてきた出雲国造の、悠久の伝統の致すところであり、かうした伝統のうちに自己陶冶を積み、人格の形成をしてきた、といふことを示すものなのである。

以上のやうな事実を思ふとき、吾人ははからずも松陰がいふところの、故家・遺俗・流風・善政に思を馳せざるを得ないものがある。

抑々國の治安長久なるは、地広きにも在らず、民衆きにも在らず、惟頼みとすべき者は此四者にしくはなし。然
れば政を為す者、茲に心を用ひずんばあるべからず。(講孟余話)
(卷之二一)

しかばこの四者とは何か。松陰はいふ、「故家は註に云旧臣の家也。遺俗は残りたる風俗なり、流風は上より下々へ流れ下る風なり。善政はよき仕置也」。こゝにいふ故家について、松陰は旧臣の家と云つたが、今日の理解を以て

すれば、精神的に確たるものと有ち伝へてゐる旧家、とこれをうけとつて大きく悞るものではないであらう。

今吾輩至賤と云ども、苟も國の為にせんことを思はゞ、亦茲に心を用ゆべし。我家先代の事を考へ、又臣家祖宗の業を稽へ、次は大臣其他歎旧の家の伝記を尋ね、古來の制度風俗等に至る迄悉く考究して、湮没を著し晦昧を顯し、務めて古を存する如く心掛くべし。

と彼はこのやうに述べて、「故家・遺俗・流風・善政益々盛に明ならしめば、是亦國の為なり、是学者最も務むべきこと也」と云つて、その論を結ぶのである。縱に繋る精神的伝統の尊重といふこと、これである。

吾人が視座からするとこゝの教育の眼睛は、まさにこゝに在る。陶冶の理想と訓育の方法はすべてこゝに悉くされてゐる。かつて延元・興國のむかし、『神皇正統記』は神器に、正直・慈悲・智慧の三元徳を認め、熊沢伯継は『中庸』にいふ智仁勇の徳を神器に配したのであつた。神器に認得するものはつまりこれ、聖位にこれを見るといふことなのである。誰がこれを見るといふのか、まづは故家である。これを見るとは即ちわが遺俗であり流風である。この神器の象徴するものを直觀し把持するときは、「トカク日本ニ生レタカラハ善惡ノ別ナシニ、朝家ヲ守護シテヲホヒ守ルト云コトヲ立カビヤリ、以テ朝家ノ埋草トモナリ、神ニナリタラバ、内侍所ノ石ノ苔ニナリトモナリテ、守護ノ神ノ末座ニ加ハルヤウニト云コト」を希ふことであり、こゝを以て「コノ伝ノ至極也」(神学大意)、即ち陶冶の極致をこゝに認めるといふことなのである。かうした理解、かうした認識の乏しさ、これが今日の教育にあつて、識者に物足りなさを思はしめる最大なものではないであらうか。「凡そ人の人たる所は、私心を除去するにあり、是聖学の工夫なり」(『講孟余話』卷之四上)。かうした故家・遺俗の流風が地をはらふとき、邦家の将来に明るい期待をば繋ぎとめることは、もはや困しいと思ふのである。

『碧巖録』にいふ、

且らく道へ、独り寰中に拠るの一事、一句作麼生か商量せん。（第六十一則）

寰とは天子宮闈の在るところ、國家経営の指導理念は何か、といふ問ひかけなのである。これに対する風穴山延沼の垂語は次のやうであつた。

若し一塵を立すれば家国興盛し、一塵を立せんば家国喪亡す。

家国興隆の要諦は家国独自の原理、伯繼のいふ「もろこし戎国へもかす事不能、かる事不能もの」の確認であり、これが把持承当のできるか否か、といふ一点に懸つてゐるといふことなのである。一家仁なれば一国仁に興り、一国は一人を以て興り、また一人を以て亡びるのである。（昭和五十二年十一月十日）

（国学院大学講師）